

佐賀県告示第 275 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 29 年 3 月 21 日から平成 29 年 4 月 20 日まで佐賀県県土整備部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 21 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 204 号	唐津市屋形石字牧ノ地 2127 番 4 地先から 唐津市屋形石字牧ノ地 2139 番 2 地先まで	平成 29 . 3 . 21
一般国道 323 号	唐津市七山荒川字廣田 1056 番 1 地先から 唐津市七山荒川字石仏 1099 番 5 地先まで	〃
	唐津市七山荒川字若菖蒲 891 番 1 地先から 唐津市七山馬川字谷口 14 番 1 地先まで	〃
	唐津市七山馬川字下ノ門 220 番 4 地先から 唐津市七山馬川字下ノ門 411 番 1 地先まで	〃
	唐津市七山馬川字下ノ門 441 番 12 地先から 唐津市七山滝川字古河 1100 番 1 地先まで	〃
	唐津市七山藤川字堂原 2732 番 1 地先から 唐津市七山仁部字鮎帰 1251 番 5 地先まで	〃
	唐津市浜玉町平原字柳瀬甲 2141 番 2 地先から 唐津市浜玉町平原字大谷甲 2002 番 1 地先まで	〃
	唐津市浜玉町五反田字川上 1337 番 3 地先から 唐津市浜玉町五反田字築場 1173 番 1 地先まで	〃